

「食品等の夏期一斉取締り」を行います

飲食店、旅館、仕出し・弁当屋、食肉取扱施設、スーパーマーケット、学校等の衛生管理を確認するため、県内10保健福祉事務所（保健所）の職員が立入検査を行います。

1 目的

食中毒の発生しやすい夏期を迎え、全国的に発生が多いカンピロバクター※や腸管出血性大腸菌等による食中毒を防止するため、食品の衛生的な取扱いを重点的に点検します。

※食中毒を起こす細菌の一つで、鶏などの腸管内に住んでおり、市販の鶏肉を高率に汚染しているといわれています。カンピロバクターによる食中毒になった数週間後に、手足の麻痺や呼吸困難などを起こす「ギラン・バレー症候群」を発症する場合があります、時には後遺症を残すことがあるので注意が必要です。

2 期間

令和7年7月1日（火）から8月8日（金）まで

3 実施機関

県内10保健福祉事務所（保健所）

4 実施方法

（1）施設に対する立入検査

ア 主な対象施設

飲食店、旅館、仕出し・弁当屋、食肉取扱施設、スーパーマーケット、学校等

イ 立入検査内容

食品の衛生的な取扱い方法、食品の適正表示（期限表示など）の確認等

（2）食品の抜き取り検査

ア 対象食品

加工食品、食肉製品、果実・野菜等

イ 検査項目

微生物（大腸菌群、サルモネラ属菌等）

食品添加物（保存料、着色料、発色剤等）

残留農薬等

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン 3.0

～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～

（問合せ先）

担当 健康福祉部食品・生活衛生課
食品衛生係、乳肉・動物衛生係
松本、及川、中村、小山

電話 026-232-0111（代表） 内線 2661・2641

FAX 026-232-7288

E-mail shokusei@pref.nagano.lg.jp

○ 参考資料
令和6年度（2024年度）の夏期一斉取締りの実施結果

（１）立入検査結果

立入検査施設数	指導件数	指導件数の内訳
1, 587施設	55件	・許可を要する営業施設：55件 ・許可を要さない営業施設：0件

（２）食品の抜取り検査結果

検体数	不適件数	不適内容
147件	0件	—

○ 問い合わせ先
保健福祉事務所（保健所）ごとに実施計画を立てています。

保健福祉事務所名		電話番号
佐久保健福祉事務所	食品・生活衛生課	0267-63-3297
上田保健福祉事務所	食品・生活衛生課	0268-25-7152
諏訪保健福祉事務所	食品・生活衛生課	0266-57-2929
伊那保健福祉事務所	食品・生活衛生課	0265-76-6839
飯田保健福祉事務所	食品・生活衛生課	0265-53-0446
木曽保健福祉事務所	食品・生活衛生課	0264-25-2235
松本保健福祉事務所	食品・生活衛生課	0263-40-1942
大町保健福祉事務所	食品・生活衛生課	0261-23-6528
長野保健福祉事務所	食品・生活衛生課	026-225-9065
北信保健福祉事務所	食品・生活衛生課	0269-62-3106